○海上保安庁告示第二十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 66　しきね （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 66　しきね PL 67　あまぎ （略）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年七月二十四日から適用する。

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相模原市緑区与瀬字西原六六四番一から同市緑区与瀬字打谷戸一五五九番一まで	前	A　九・六七～五三・四〇メートル	〇・二一六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六七～五三・四〇メートル B　一〇・六八～一九・四七メートル	〇・二一六キロメートル 〇・〇八〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	相模原市緑区与瀬字西原六六四番一から同市緑区与瀬字打谷戸一五五九番一まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三日

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日野市大字川辺堀之内三五六番一から八王子市大和田町三丁目一〇六四番一まで	前	A　二二・〇〇～四四・二三メートル B　二八・〇〇～五八・五九メートル	五・四四八キロメートル 二・六六九キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二二・〇〇～四四・二三メートル B　二八・〇〇～五八・五九メートル C　二〇・〇〇～二七・七八メートル	五・四四八キロメートル 二・六六九キロメートル 〇・四六七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○九州地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日向市美々津町字清水ケ谷二二六五番一から同市美々津町字清水ケ谷二二六一番一まで	前	一九・一四～二二・一八メートル	〇・〇六四キロメートル	
	後	二一・二六～三〇・三二メートル	〇・〇六四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	日向市美々津町字清水ケ谷二二六五番一から同市美々津町字清水ケ谷二二六一番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三日

○沖縄総合事務局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県国頭郡国頭村字謝敷楚宇地原三番一から同村字謝敷楚宇地原三九番まで	前	一五・二〇～一九・七〇メートル	〇・一三三キロメートル
	後	一五・五〇～一九・七〇メートル	〇・一三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所